

## 299. 身体障害者療護施設における理学療法の必要性に対するアンケート調査

### 【キーワード】

身体障害者療護施設・理学療法・アンケート調査  
愛媛十全医療学院附属病院  
水田 秋敏・玉井 里佳・江島 寛美  
河野 正明 (MD)・石丸 公平 (MD)

愛媛十全医療学院  
内田麻里子・藤原 雅弘・石本 仁志  
玉乃井謙仁・東 裕一

【はじめに】 身体障害者福祉法第30条によると、身体障害者療護施設とは「身体に障害があるもので常時介護を必要とするものを入所させ治療及び養護を行う施設である」と定義されている。また、その設置目的は「身体的及び精神的条件に応じ機能の維持または機能の減退を防止するための訓練に参加させるための機会を与えること」とある。

そこで今回我々は現在、このような身体障害者療護施設に理学療法士（以下PTと略す）がどの様に関わっているか、理学療法の必要性などについてアンケート調査を行ったところ興味ある結果を得たので若干の考察を加え報告する。

【対象及び方法】 全国で身体障害者療護施設として認可されている177施設の施設長宛にアンケートを郵送して行った。

【結果及び考察】 有効回答数114通、回収率64.4%であった。

114施設の定員は50から170人、総人数は7078人であった。そのうち身体障害者手帳1級所有者は4507人63.7%、2級所有者は2423人34.2%、3級所有者145人2.0%、その他は3人でそのほとんどの入所者は重度身体障害者であった。

食事介助レベル別では、全介助1387人19.6%、部分介助1816人25.7%、自立3800人53.7%であり、過半数が自立していた。

移動能力は、寝たきり561人7.9%、車椅子レベル5228人73.9%、歩行可能1178人16.6%で、大半が車椅子を使用していた。

これら114施設のうち「PTという名称を知っていますか。」という問い合わせに対し全ての施設が「知っている」という答だった。

しかし、PTの勤務状況については「常勤」12施設10.5%、「非常勤」39施設34.2%、「PTは関わっていない」63施設55.3%であり、ほとんどの施設に常勤としてPTがいないこと

が分かった。「非常勤」の内訳は、「週に1回程度」の割合で関わっている施設が多く、多いところで「週に3回」、少ないとこでは「月に1回」の割合でしか関わっておらず、ほとんど関わっていない状況に近いものもあった。また、一人のPTが関わる入所者の人数は、「4人」から「52人」と施設により大きく差があった。

なんらかの形で「PTが関わっている」51施設の内、理学療法が対象となる入所者は「全員対象としている」23施設45.1%が多く、「訓練意欲の高い人を対象としている」12施設23.5%などもあった。逆に対象とならない入所者は「コミュニケーションがとれない人」、「寝たきりの人」という答えがあった。

理学療法の目的としては「現在の機能・能力の維持」40.5%、「日常生活動作の自立」13.9%、「寝たきりにさせない」12.6%、「現在の機能・能力の改善」12.4%であり、「機能・能力維持」が半数近くを占め、「機能・能力改善」は少なかった。また、0.4%ながら「家庭復帰」を目的にしている場合もあった。

「PTは関わっていない」63施設に於て、その理由は「他の職員で間に合っている」32施設45.7%、「対象適応者がいない」10施設14.3%、「募集しているがこない」6施設8.6%、「採算が合わない」6施設8.6%であった。他の職員とはマッサージ師、運動指導員、寮母であった。

「PTが関わっていない」63施設の内、将来PTが関わる予定がある」22施設34.9%、「将来PTが関わる予定はない」36施設57.1%、「未定」5施設7.9%であった。「将来PTが関わる予定がない」は「未定」も合わせると全体の36.0%を占めた。

身体障害者療護施設に於て「理学療法は必要ですか、また有効ですか。」の問い合わせに対して「YES」は95施設83.3%、「NO」は4施設3.5%、「どちらともいえない」15施設13.1%であった。

今回の調査結果では8割以上の施設で理学療法の必要性を認めているが、過半数の施設はPTが関わっていないのが現状である。このことはPTの需給問題だけでなく、理学療法の専門性の未確立など多くの問題が考えられる。しかし、あまり回復が望めない重度障害者の施設において、PTは障害の程度に対応した基本動作の獲得、日常生活動作の確保、機能の維持、二次障害の防止に努めるだけでなく、指導員・寮母と共にスポーツ・レクリエーションなどをとおして障害者が生活の場における生きがいを感じることの出来るよう積極的に関わるべきだと考えた。